

第2条 輸入木材検疫要綱の運用基準（昭和51年3月1日付け50農蚕第7551号農蚕園芸局長通達）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後			現行	
別表（第15関係）			別表（第15関係）	
方法	薬剤の種類	合格基準の詳細	方法	合格基準の詳細
(1) 倉庫くん蒸	臭化メチル	(略)	(1) 倉庫くん蒸	(略)
	ヨウ化メチル	<u>投薬した日の翌日（投薬後24時間以上に限る。）の残存ガス濃度が次の基準以上であること。</u> ① <u>単位薬量70g/m³（投薬時温度10℃以上15℃未満）での消毒においては、13mg/l以上</u> ② <u>単位薬量50g/m³（投薬時温度15℃以上）での消毒においては、12mg/l以上</u>		(新設)
(2) 天幕くん蒸	〃	〃	(2) 天幕くん蒸	〃
(3) 本船くん蒸	臭化メチル	(略)	(3) 本船くん蒸	(略)
	ヨウ化メチル	<u>投薬した日の翌日（投薬後24時間以上に限る。）の残存ガス濃度が次の基準以上であること。</u> ① <u>単位薬量70g/m³（投薬時温度10℃以上15℃未満）での消毒においては、13mg/l以上</u> ② <u>単位薬量50g/m³（投薬時温度15℃以上）での消毒においては、12mg/l以上</u>		(新設)
(4) (略)		(略)	(4) (略)	(略)
(5) (略)		(略)	(5) (略)	(略)
(6) (略)		(略)	(6) (略)	(略)
(7) (略)		(略)	(7) (略)	(略)
(8) (略)		(略)	(8) (略)	(略)
(9) (略)		(略)	(9) (略)	(略)
(10) (略)		(略)	(10) (略)	(略)